

道州制推進基本法案（骨子案）について

平成 25 年 12 月 13 日

全 国 市 長 会

今般、自由民主党道州制推進本部から法案名等を修正したうえで骨子案が示されたところである。しかしながら、未だ国、道州、基礎自治体の新たな事務分担や財源配分、税制や財政調整等の基本的考え方、道州と基礎自治体との基本的な関係が明らかにされず、基礎自治体の権能拡大に伴い市町村合併が前提となることへの懸念や、地方分権改革が停滞することへの懸念も払しょくされるに至っていない。

また、骨子案の前文において、「地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達していると考えられる。」としているが、我々都市自治体は、地方分権の推進のため、大変な苦勞を伴いながらも、市町村合併を行ってきた。しかしながら、地方分権は、土地利用に関する権限移譲など、未だに我々が重要事項として求めているものが実現されず、道半ばの状況である。道州制の議論に関わらず、我々の声をよく聞いて地方分権改革を推進すべきである。

いずれにしても、道州制は、今後の国のあり方や基礎自治体の自治のあり方を考えるとき重要な課題であるが、国の統治の仕組みや国民生活を根底から大きく変える改革であり、都市自治体においても様々な懸念や意見があるところである。

したがって、その導入が地域の活力の向上に寄与し、国民の福祉の向上に繋がるかなど、広く国民の意向を把握し、十分な検討を行うべきである。